

## 高知県私立高等学校等就学支援金交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第6条に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。）、高等学校等就学支援金交付金交付要綱（平成22年4月16日文部科学大臣決定）及び高等学校等就学支援金事務処理要領（平成26年4月文部科学省初等中等教育局財務課高校就学支援室決定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (支給の目的及び対象)

第2条 県は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県内の私立の高等学校、特別支援学校の高等部並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして施行規則第1条各号に掲げるもの（以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒であつて、日本国内に住所を有する者（以下「生徒」という。）のうち、法第4条の規定により就学支援金の受給資格を有すると認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において就学支援金を支給する。

### (支給の期間及び額)

第3条 就学支援金の生徒への支給の期間及び額は、法第3条第3項及び第5条の規定によるものとする。

### (就学支援金の代理受領)

第4条 私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）は、受給権者に代わつて就学支援金を受領し、その有する授業料の債権の弁済に充てるものとする。

### (受給資格の認定)

第5条 学校設置者は、生徒から提出された就学支援金の受給資格認定申請書（別記第1号様式及び別記第1号の2様式）に、認定申請者一覧を添え、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による受給資格認定申請書の提出があつたときは、生徒の就学支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、当該学校設置者に通知するものとする。

3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

### (保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出)

第6条 学校設置者は、既に受給資格の認定を受けている者から提出された収入状況届出書

(別記第1号様式及び別記第1号の2様式)を取りまとめ、収入状況届出者一覧を、毎年所定の期日までに知事に提出しなければならないものとし、保護者等(法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)について変更があったときも、収入状況届出書を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、受給権者が正当な理由なく収入状況届出書を提出しないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。
- 3 知事は、前項の規定による支払の一時差し止めを決定した場合は、その旨を当該学校設置者に通知するものとする。
- 4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその旨を生徒に通知しなければならない。

#### (受給資格の消滅)

第7条 学校設置者は、受給権者の受給資格が消滅したときは、受給資格消滅者一覧を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出を受けたときは、審査又は確認の上、その結果を当該学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

#### (授業料額の変更)

第8条 学校設置者は、受給権者の授業料の額の変更があったときは、授業料額変更届を知事に提出しなければならない。

#### (支給実績の証明)

第9条 就学支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第7条第3項の規定による通知を添付しなければならない。

- 2 生徒は、第7条第3項の規定による通知を紛失等した場合は、支給実績証明書の発行の申請をすることができる。
- 3 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合は、支給実績証明書を発行するものとする。

#### (支給停止等)

第10条 学校設置者は、受給権者から就学支援金の支給停止申出書の提出があったときは、当該支給停止申出者一覧を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の支給停止申出者一覧により就学支援金の支給の停止を決定したときは、当該学校設置者を通じて受給権者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、支給を停止された受給権者から支給再開申出書の提出があったときは、当該支給再開申出者一覧を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の支給再開申出者一覧により就学支援金の支給の再開を決定したときは、当該学校設置者を通じて受給権者に通知するものとする。

#### (就学支援金の交付の申請)

第11条 学校設置者は、就学支援金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書に係る書類を添え、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(就学支援金の交付の決定)

第12条 知事は、前条の規定による就学支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき就学支援金を決定し、交付決定通知書を当該学校設置者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(就学支援金の変更交付の申請)

第13条 就学支援金の変更の交付の申請をしようとする学校設置者は、変更交付申請書に係る書類を添え、知事に提出しなければならない。

(就学支援金の変更の交付決定)

第14条 知事は、前条の規定による就学支援金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、就学支援金の変更の交付の決定をしたときは、変更交付決定通知書を当該学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を受給権者に通知しなければならない。

(就学支援金の支払手続)

第15条 就学支援金の支払を受けようとする学校設置者は、支払請求書を知事に提出しなければならない。

(支払の調整)

第16条 知事は、学校設置者に対して就学支援金を過払いした場合は、当該過払額について、年度内に限りその後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。

(状況報告)

第17条 知事は、就学支援金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第18条 学校設置者は、交付の決定を受けた就学支援金について、実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第19条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が就学支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、当該学校設置者に通知するものとする。

(就学支援金の経理)

第20条 学校設置者は、就学支援金について、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従い、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(就学支援金の支給の特例)

第21条 県は、法第3条第2項第2号の規定に該当する生徒について、次に掲げる者を除き、就学支援金を支給するものとする。

- (1) 就学に対する本人の意思が著しく欠けている者
- (2) 就学支援金を支給することがあまりにも公平を欠くと認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、就学支援金を支給することが適当でないと認められる者

2 前項の規定による就学支援金の支給手続等は、第5条から前条までの規定を準用するものとする。この場合において、その手続は、第2条に規定する生徒等と別に行うものとする。

3 学校設置者は、前項において準用する第5条第1項の手続を行うときは、私立高等学校等の長の意見書（別記第2号様式）を添付しなければならない。

4 知事は、第2項において準用する第11条の規定による申請があった場合において、必要

と認めるときは、就学支援金認定審査会（第6項において「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

- 5 第1項の規定による就学支援金を支給する期間が年度を超える場合においては、毎年度、第2項から第4項までの規定による手続を経るものとする。
- 6 審査会については、知事が別に定める。

(様式)

第22条 この要綱において規定する様式は、この要綱に定めるものを除き、文部科学省が定める補助金事務処理支援システムの様式によるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成22年5月6日から施行し、平成22年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成22年7月5日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

(附 則)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成26年3月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、改正後の要綱第21条第5項の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者に係る高等学校等就学支援金の支給については、改正後の要綱第21条第5項の規定を除き、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月23日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月16日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月30日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和4年6月16日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和5年6月16日から施行し、令和5年度の事業から適用する。